

令和6年3月29日
監査委員事務局監査第三課
担当者 宮本
内線 5721
外線 076-225-1863

令和5年度行政監査結果について

地方自治法第199条第2項の規定により、法令等の定めに基づき適正に事務を執行しているかなどについて行政監査を実施し、令和6年3月29日、その結果を知事等へ提出したので、その概要をお知らせします。

(提出した報告書は、県ホームページに掲載のとおり※)

報告書の概要

1 監査のテーマ

自動体外式除細動器（AED）の設置、管理等について

2 監査対象

県有施設（県営住宅を除く。）261施設

3 監査の項目

- (1) AEDの設置等について
- (2) 日常点検、管理及び研修について
- (3) AEDの設置、管理等に関する課題について

4 監査の結果及び意見

監査の結果、おおむね適正と認められたが、一部において検討を要する事項があった。各施設の管理者においては、AEDの適正な設置や日常点検、管理及び研修の実施に努め、県の施設における利用者の安全・安心の確保について留意が求められるものであることから、AED設置の必要性、速やかなAED使用に繋げるための方策、標識表示の適切な掲示、日常点検及び管理の徹底や研修の充実について、検討を要する事項などの意見を述べた。

※報告書については、県ホームページをご覧ください。

「令和5年度自動体外式除細動器（AED）の設置、管理等について」

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansa/r5kansa.html#gyousei>

